

佐倉市男女平等参画審議会
令和 8 年度 第 2 回会議 会議録

日 時：令和 8 年 7 月 21 日（火）午前 10 時 00 分から

会 場：佐倉市役所 社会福祉センター3 階小会議室

出席者：

＜審議会委員＞田村信江委員、松浦良恵委員、小倉佑一委員、田中もとよ委員、
遠藤恵子委員、古川隼也委員、松橋義己委員、深山民夫委員、
中村真理委員

＜事務局＞自治人権推進課〔課長、担当 3 名〕、こども家庭課〔課長〕、
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者〔2 名〕

次第等：

◆議 題

- (1) 佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】〔改訂版〕進行管理調査結果（令和 7 年度）について
- (2) 進行管理調査の一部運用変更について
- (3) 市民意識調査について

午前 10 時 00 分 開会

【事務局】ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会令和 8 年度第 2 回会議を開催します。

議事進行を会長にお願いします。

【会長】議事に入ります。

佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第 5 条第 2 項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められております。本日の出席委員は 8 名でございますので、11 名の半数を超えております。したがいまして、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

そして、第 1 回会議で確認をさせていただきましたが、会議録作成のため、事務局で録音をしておりますこと、また、要約のかたちで会議録を作成することになっておりますことを、ご了承ください。それでは、佐倉市男女平等参画基本計画

【第 4 期】〔改訂版〕進行管理調査結果（令和 7 年度）に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】男女平等参画審議会では、毎年、男女平等参画基本計画に記載されている各事業の実施状況を評価していただいています。

評価につきましては、計画に記載されている全 138 の事業のうち、重点事業 26 事業を評価していただきます。重点事業以外の事業につきましては、必要に応じて提言を行っていただきます。

評価基準は、「A、B、C、D、E」の 5 段階です。委員の皆様に評価いただいた後、事務局で点数化し、平均点を算出します。A 評価は 5 点、B 評価は 4 点、C 評価は 3 点、D 評価は 2 点、E 評価は 1 点として、1 事業の平均点を算出します。算出した平均点を総合評価として作成した資料を元に第 3 回審議会でご審議いただき、重点事業の総合評価を決定していただきます。

最後に、佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議にて報告します。その後、事業担当課及び全庁に結果をフィードバックし、2 月頃に調査結果及び重点事業の総合評価を市ホームページで公表する予定です。

【会長】評価の流れおよび評価方法について、質問がありましたら、お願いします。

【委員】進行管理評価の目的がよく分からないのですが、この数値は何のために確認するのでしょうか。

【会長】この評価は、男女平等参画基本計画が目標に向かって進んでいるかを確認するために行うものです。以前は 3 段階評価でしたが、より細かな評価ができるよう現在の 5 段階評価になりました。委員の皆様には、市の内部評価だけでなく、外部の視点から評価していただきたいと考えています。

【委員】評価は自分の感覚で選んでもよいのでしょうか。

【事務局】男女平等参画の視点から事業が適切に行われているかを、委員の皆様の主観も含めて評価していただいて構いません。

【委員】冊子を読んで疑問に思ったことは、質問シートへ記入し、その回答を見てから評価するという流れでよろしいでしょうか。

【事務局】そのとおりです。質問を担当課へ照会し、回答を皆様へお返しした後に評価していただきます。

【会長】質問はございませんか。

[質問なし]

【会長】 それでは、重点事業の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 事前送付資料 2 進行管理調査結果（令和 7 年度分）（質問・意見記入シート）の 2 ページ目に記載されている 26 事業が、現在重点事業として定められており、審議会に総合評価をいただく 26 の事業です。

3 ページ目には資料の見方と質問・意見の記入方法を記載してます。委員の皆様には、事前送付資料 1 をご確認ください、ご質問やご意見がある場合に、各事業の項目「委員からの質問・意見」にご記入いただきます。質問の有無に関わらず、返信用封筒またはデータにてご返送をお願いします。

それでは重点事業の実施状況について、基本目標ごとに説明します。

まず、基本目標 I 「人権の尊重」に関する事業です。人権の尊重は、男女平等参画を推進するうえでの基盤となるものであり、性別による固定的な役割分担意識の解消、DV の防止、あらゆるハラスメントの防止などの取組がより一層求められています。このような背景を踏まえ、本計画では、性差別や人権侵害を許さない社会づくりを進めるとともに、あらゆる場における男女平等教育・学習の推進を図ることを掲げています。

事業 No. 1 「人権尊重についての広報・啓発」、所管は自治人権推進課です。令和 7 年度は、市広報番組において人権特集を放送しました。また、市内の小・中学生を対象とした「人権教室」や「人権出前授業」、小学 5・6 年生を対象とした人権標語コンテストを実施したほか、『こうほう佐倉』に人権啓発記事を掲載しました。さらに、令和 7 年度からは、佐倉産業大博覧会（草ぶえの丘）にて、人権擁護委員と連携した啓発活動を実施しました。

次に、

事業 No. 15 「セクハラ、DV に関する情報提供」、所管は自治人権推進課及びこども家庭課です。自治人権推進課では、所管施設である佐倉市男女平等参画推進センター・ミウズにおいて、DV に関する展示や関連図書の貸出し、啓発活動等を実施しました。こども家庭課は、市民からの DV 被害に関する相談を受理し、保護支援を行う部署です。相談支援に加え、啓発リーフレットを公共施設に配架したほか、LINE を活用した情報発信を行いました。

事業 No. 18「DV 被害者に接する関係職員への研修機会の提供」、所管はこども家庭課です。こども家庭課は、市民からの相談を直接受ける部署であることから、職員には高い対応能力が求められます。そのため、外部研修へ積極的に参加するとともに、研修内容を関係職員へ共有しました。また、DV 被害が疑われる市民を職員が発見した際に適切な対応ができるよう、こども家庭課、高齢者福祉課、障害福祉課の合同による研修を実施するなど、職員のスキル向上に努めました。

事業 No. 22「市の相談機能及び関係機関との連携の強化」、所管は高齢者福祉課及びこども家庭課です。高齢者虐待等に関する相談については、地域包括支援センターや高齢者福祉課が対応し、見守り支援を行いました。高齢者以外の虐待等については、こども家庭課を中心に関係各課と連携して対応しました。

事業 No. 23「緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援」、所管は、高齢者虐待を担当する高齢者福祉課、障害者虐待を担当する障害福祉課、DV 及び児童虐待を担当するこども家庭課です。関係部署及び関係機関が緊密に連携しながら支援を行いました。

事業 No. 29「被害者の早期発見に向けた機関の連携」、所管は高齢者福祉課、障害福祉課及び母子保健課です。各課において、母子保健事業、要介護認定調査、障害支援区分認定調査などの機会を通じ、家庭内暴力等の被害者を早期に発見し、適切な相談機関につなげられるよう努めました。

事業 No. 33「男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供」、所管は高齢者福祉課、こども保育課及び母子保健課です。高齢者福祉課では、認知症サポーター養成講座を毎年開催しており、令和 7 年度は参加者全体の約 44%が男性でした。また、地域包括支援センターでも介護者教室等を実施し、参加者全体の約 24%が男性でした。こども保育課では、男女を問わず参加しやすいよう、子育て講座を土日・祝日に開催しました。また、母子保健課では、夫婦で参加するパパママクラスを開催するとともに、男女がともに育児に関わることへの理解を促す情報提供を行いました。

事業 No. 34「固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進」、所管は自治人権推進課及び各公民館です。自治人権推進課では、男女平等参画推進センター・ミウズにおいて、固定的な性別役割分担意識をテーマとした講演会や講座を開催しました。各公民館では、固定的な性別役割分担意識の解消を主目的とした事業の実施は

難しいものの、それぞれの規模や設備に応じて、男性の家庭参画や役割分担意識の見直しにつながる講座等の実施に努めました。

事業 No. 46「学校教育における男女平等教育の推進」、所管は指導課です。子どもたちが学校教育活動全般を通じて人権意識や人権感覚を養い、一人ひとりを尊重し、互いに協力し合う態度を育成できるよう取り組みました。

事業 No. 49「学校と家庭、地域との連携」、所管は指導課です。自治人権推進課と連携し、人権をテーマとした標語コンテストを実施しました。また、人権教育に関する取組を学校だよりや PTA 役員会等を通じて保護者や地域へ発信することで、家庭や地域で人権について考えるきっかけづくりに努めました。

【会長】重点事業および基本目標Ⅰ人権の尊重の事業について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

【委員】資料にはたくさんの課が出てきますが、市役所はどのような組織になっているのでしょうか。

【事務局】市長部局や教育委員会があり、その中に課が設置されています。また課の中にも班があり、それぞれの担当業務を行っています。

【委員】DV 相談について、高度な技術が必要と記載されていますが、電話した際は専門家が対応するのでしょうか。

【事務局】まずは職員が対応します。その後、必要に応じて弁護士等の専門家になく体制となっています。専門家が常駐しているわけではありません。

【委員】市役所へ電話した際はどの課も大変丁寧に対応してくださるので安心して 있습니다。その後の専門的な支援体制が気になり質問しました。

【委員】説明を聞いていて、もし内容がおかしいと思った場合や言葉が難しくて理解できない場合も意見として出してよいのでしょうか。

【事務局】問題ありません。そのようなご意見も含めて質問意見シートへ記載していただきたいと思います。

【会長】ご質問ございませんか。

[質問なし]

それでは、基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】基本目標Ⅱは、「あらゆる場への男女平等参画の推進」です。男女平等参画社会の形成には、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。そのためには、男女が共に家庭的責任や地域活動への参加などを、それぞれの状況に応じて両立しながら、個人が生き方を自由に選択できる環境づくりが重要です。

しかし、依然として「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識が根強く残っています。このため、ワーク・ライフ・バランスを支援する社会環境づくりを進めるとともに、男女が対等に意見を反映し、あらゆる分野で活躍できる社会づくりを推進していく必要があります。

事業 No. 55「各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上」です。所管は行政管理課と自治人権推進課です。女性委員の登用率向上に向け、女性委員のいない審議会等の解消を進めるなど、関係部署への周知を図り、目標比率である 35%の達成を目指しています。令和 7 年度の女性委員比率は 28.4%で、前年度比 0.8 ポイント増となりましたが、引き続き目標達成に向けた取組が必要です。

事業 No. 59「事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成」、所管は自治人権推進課です。小・中学校の児童生徒及び教員を対象とした講演会を実施するなど、人権尊重及び男女平等参画社会に関する情報提供を行い、男女平等意識の醸成を図りました。

事業 No. 64「市管理職への女性登用推進」、所管は人事課です。能力に応じた職員配置を行い、女性管理職の積極的な登用に努めました。令和 7 年度の管理的地位にある女性職員の割合は 18.3%で、前年度比 1.2 ポイント増となりましたが、女性活躍推進法に基づく目標値である 20.0%にはわずかに届きませんでした。

事業 No. 67「多様な働き方ができる環境の整備」、所管は商工振興課です。都内など市外へ通勤していた方に対し、テレワークを行える場を提供することで職住近接を実現し、ワーク・ライフ・バランスの改善に寄与しました。

23 ページの事業 No. 69「事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発」、所管は商工振興課です。佐倉工業団地連絡協議会及び佐倉第三工業団地連絡協議会事務局を通じて、会員企業に対するテレワーク推進の周知依頼を行い、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発に取り組みました。

事業 No. 71「女性の職業能力開発の支援」、所管は商工振興課です。千葉県ジョブサポートセンターや近隣市町村との共催により、女性向け再就職支援セミナーを開催しました。参加者 32 名全員から「参考になった」または「大変参考になった」との回答をいただき、高い満足度が得られました。

事業 No. 72「就業相談事業の支援」、所管は商工振興課です。ミレニアムセンター佐倉内に地域職業相談室を設置するとともに、『こうほう佐倉』に利用案内を掲載し、就業相談の機会の充実に努めました。

事業 No. 77「農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催」、所管は農政課です。農業者の中には集団での研修への参加が難しい方も多いことから、対象となる農業者に対し個別説明を実施しました。

事業 No. 85「家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供」、所管は自治人権推進課です。男女平等参画推進センターにおいて、男性の育児参加を推進することを目的とした「パパとこどものふれあい講座」を開催しました。

事業 No. 87「保育サービス等の充実」、所管はこども保育課です。仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、多様な保育サービスの充実に図りました。

事業 No. 91「保育施設等の整備、拡充」、所管はこども政策課です。令和 7 年 7 月に保育所を 1 園開園した結果、令和 8 年 4 月時点の待機児童数は 0 人となり、男女ともに働きやすい環境の整備につながりました。

事業 No. 92「学童保育事業の充実」、所管はこども保育課です。学童保育所は全小学校区に整備されており、全学年の受入体制が整っています。

事業 No. 96「地域活動における女性リーダーの育成」、所管は自治人権推進課です。公益活動実施団体を対象としたリーダー養成講座を実施するとともに、地区代表者説明会を開催し、活動に関する手引きを配布しました。

事業 No. 103「市民参加による男女平等参画事業の充実」、所管は自治人権推進課です。男女共同参画週間に合わせて、ミウズ登録団体と協力したパネル展示を行い、多くの市民の皆様に団体の活動内容を知っていただく機会を設けました。また、千葉県男女共同参画地域推進員活動に参加し、北総地域の推進員とともに男女平等参画に関する啓発活動を実施しました。

【会長】重点事業および基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進について、ご質問がありましたら、お願いします。

【会長】待機児童数について、3月31日時点と4月1日時点で人数が大きく変わっていますが、理由はあるのでしょうか。

【事務局】卒園や進級などで学年構成が変わることが影響している可能性があります。ただし正確な内容については担当課へ確認した方がよいため、質問として提出していただければと思います。

（会議後確認：今年度から公立学童保育所の拡張に加え、民間学童保育所が1か所開設されたことが要因として推測される。）

【会長】ご質問ございませんか。

〔質問なし〕

それでは、基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり と、基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実 に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】基本目標Ⅲは、「安心して暮らせるまちづくり」です。一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で、生き生きと暮らしていくことは、男女平等参画社会の実現に向けて非常に重要です。そのため、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談を受けられる環境の整備はもちろんのこと、性差医療の考え方も踏まえながら、さまざまな状況に配慮した医療・保健サービスの提供が求められています。また、安全に子どもを産み育てられる環境の整備、高齢者や障害のある方への福祉の充実、生きがいがいづくりにつながる学習機会や情報の提供などを進めることで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

事業 No. 120「高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援」、所管は高齢者福祉課及び各公民館です。高齢者福祉課では、認知症の高齢者が行方不明になった場合を想定し、発見時に適切な声かけや対応ができるよう、「認知症高齢者声かけ訓練」を実施しました。また、各公民館では、市民カレッジや公民館独自のイベント等を開催し、高齢者の学習機会の提供や生きがいがいづくり、仲間づくりの場の充実を図りました。公民館ごとに人口規模や地域特性の違いはありますが、講座やイベントの開催を通じて、高齢者同士の交流の機会を提供しています。

続きまして、基本目標Ⅳ「推進体制の整備・充実」は、男女平等参画を推進するためには、市民や事業者、市がそれぞれの役割を担いながら協働して取り組んでいく

ことが必要です。また、庁内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画の視点を持って施策や事業に取り組むことが求められています。このため、国や県、近隣市町村をはじめとする関係機関との連携を進めるとともに、男女平等参画推進センターの機能充実を図りながら、男女平等参画社会づくりを着実に推進するための事業を実施しています。

事業 No. 130「市職員への意識啓発」、所管は自治人権推進課です。

毎年、市職員を対象に人権・男女平等参画に関するアンケート及び自己点検を実施しています。これにより、男女平等参画に関する用語の認知度や職員の意識の状況を把握するとともに、男女平等参画に対する理解と意識の向上を図っています。

【会長】基本目標Ⅲ 安心した暮らせるまちづくり と 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実 について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

〔質問なし〕

それでは、今後の流れについて、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】まず、事業評価を行う前に、事業担当課への質問・意見出しをお願いします。男女平等参画の視点で、各担当課が事業を実施していたか、施策が実行されていたかをご確認いただき、皆様のご経験から、評価をお願いいたします。その後、事務局で、各委員の評価を集計し、それをもとに、第3回会議で、総合評価を決定していただきます。また、重点事業以外の事業については必要に応じて提言をいただきます。

【会長】事務局の説明について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

〔質問なし〕

【会長】続きまして、議題（2）進行管理調査の一部運用の変更について 事務局よりお願いいたします。

【事務局】現在、本市の男女平等参画基本計画の進行管理では、公民館6館、図書館3館を個別の施策として評価していただいています。今回、この運用を見直し、公民館については6館をまとめて1施策、図書館については3館をまとめて1施策として評価いただく方式へ変更したいと考えています。

この見直しには、皆様に評価いただく施策数を適正化し、ご負担を軽減したいという考えがあります。また、これまでの審議会の中で、「公民館や図書館は施設ごとに規模や事業内容が異なるため、同じ尺度で評価することが難しい」とのご意見

をいただいていた。実際には、各館とも男女平等参画の視点を取り入れた事業実施に努めておりますが、施設規模や実施事業数の違いにより、評価結果に差が生じやすい状況がありました。そこで、個々の施設ごとの評価ではなく、公民館全体、図書館全体としての取組状況を整理し、評価していただくことで、より実態に即した評価が可能になるのではないかと考えています。本日、皆様からご意見をいただき、ご了承いただけたら、本年度から新たな運用を開始したいと考えています。

【会長】事務局の説明について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

【委員】今回の変更では、公民館ごとの評価はできなくなるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】今回の案では、公民館6館をまとめて1つの評価としていただくことを想定しています。

【委員】例えば中央公民館は頑張っているが、別の公民館はそうではない場合、その差が見えなくなるのではないのでしょうか。

【事務局】その点がありますが、施設規模や実施事業数が異なるため、同一基準で評価することが難しいという課題があります。

【委員】正直な感想としては難しいと感じました。小規模館の事情は理解できますが、評価の見え方が変わると思います。

【会長】それでは、事務局より提案のありました、進行管理調査の一部運用の変更につきまして、決を採りたいと思います。

進行管理調査の一部運用の変更につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手全員

挙手、全員でございます。進行管理調査の一部運用の変更については、事務局からの説明のとおりで決定いたします。つづきまして、議題（3）市民意識調査について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】男女平等参画社会に関する市民意識調査についてご説明いたします。

調査の趣旨は、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】において設定されている目標値の達成状況を把握するとともに、第4期計画の見直しに向けた基礎資料とすること、また、市民の意識や現状を把握することを目的として実施するものです。

調査対象は、令和8年8月31日現在、市内在住の満18歳以上70歳未満の方です。対象者数は3,000人で、住民基本台帳からの無作為抽出により選定します。

調査方法は、調査票を郵送で配布し、回答は郵送またはインターネットによる電子回答を予定しています。

調査期間は、令和8年9月1日から10月5日までを予定しております。

調査項目は、資料に記載の8項目です。

【会長】ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

【委員】この意識調査によって何が分かり、その結果はどのように活用されるのでしょうか。

【事務局】前回調査との比較により市民意識の変化を把握するとともに、次期計画策定のための基礎資料として活用します。

【委員】回答は本人の感覚で答えてよいということでしょうか。

【事務局】意識調査ですので、ご本人の主観による回答を把握することが目的です。

【会長】他に意見等はございませんでしょうか。

[質問なし]

それでは、引き続き、調査票に対する意見と、調査票の修正内容について説明をお願いします。

【事務局】

委員の皆様におかれましては、第1回会議後、調査票をご確認いただき、また、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。いただいたご意見を参考にしながら、事務局にて全体の調整・整理を行いました。今回の見直しは、市民の皆さんがより回答しやすい調査票とするとともに、今後の男女平等参画施策の検討に必要なデータを効果的に収集することを目的として行ったものです。

まず、問1の男女平等意識に関する設問です。当初は3択としておりましたが、市民意識をより詳しく把握できるよう、「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」を加えた5択に変更いたしました。これにより、意識の傾向やその強弱をより細かく分析できると考えております。次に、4ページの子育て・教育に関する設問群との整理に関連する内容です。当初設けていた「子どもをどのように育てたいか」を尋ねる設問については、その後に続く教育やジェンダー意識に関する設問との内容の重複が見られたことから、設問整理と回答負担の軽減の観点から削除いたしました。

続いて、問5・問6、男性の家事・育児・介護への参加に関する設問です。追加していた一部の選択肢に類似する項目との重複が見られたことから、回答しやすさと分析のしやすさを考慮し整理を行いました。一方で、問11、問11-1、問12の育児休業・介護休業に関する設問については内容を充実させています。休業制度を利用しなかった理由として、制度の有無だけでなく、職場の雰囲気や業務上の事情、収入面への不安など、利用を妨げる要因を具体的に把握できるよう選択肢を追加いたしました。これにより、今後のワーク・ライフ・バランス施策や職場環境の改善に向けた基礎資料になるものと考えております。

次に、人権・DV・困難を抱える女性・性的マイノリティに関する設問です。当初は人権意識や支援制度の認知度を中心とした内容でしたが、DV、困難を抱える女性への支援、性的マイノリティに関する市民意識など、施策につながる実態把握を重視した構成に見直しました。特に、女性支援新法に関する説明や、困りごとに関する設問、性的マイノリティに関する設問を追加・整理し、今後の支援施策の検討に必要な基礎データの把握を意識した内容としています。

また、これらの見直しに合わせて、調査票全体の設問番号や設問配置も整理いたしました。関連する設問をまとめることで、回答しやすく、自然な流れで回答できる構成としております。

【会長】ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

【会長】性的マイノリティに関する設問の説明文については、前回調査時にも配置についてかなり議論しました。説明文を先に読むと回答が誘導される可能性があるためです。

【事務局】 そのため説明文は設問の後ろに配置しています。また、アンケートによる啓発効果も期待しています。

【委員】 無作為抽出された市民には突然調査票が送られるのでしょうか。過去に同様の調査票が届いたときに不安を感じたことがあります。

【事務局】 調査の目的を説明した文書を同封する予定です。

【委員】 性的マイノリティに関する設問の説明文については、もっと右に寄せてもよいと思う。そのあたりの調整は可能か。

【事務局】 可能です。

【会長】 他に意見等はございませんでしょうか。

[質問なし]

それでは、調査票の内容は、皆様からいただいたご意見をもとに、私、審議会会長と事務局で調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手全員

全員のご了解をいただきましたので、そのようにさせていただきます。調査票の内容につきましては、次回の審議会でご報告させていただきます。

続きまして、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び職員向けハンドブックについて、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

まず、「佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」についてです。本制度は、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したお二人の関係を市に宣誓いただく制度です。また、お子さまや親御さまなどを含めた家族関係についても、ファミリーシップとして宣誓することができます。婚姻制度とは異なり法律上の効力はありませんが、多様な生き方や家族のあり方を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を目的としています。本制度は令和7年4月1日から施行しており、これまでの実績は7組です。同性カップルだけでなく、異性間の事実婚関係の方も利用できる制度となっています。

次に、「多様な性のあり方を理解し行動するための職員（教職員含む）ハンドブック」についてです。ハンドブックには、LGBTQ+やSOGIなど性の多様性に関する

基礎知識を掲載しています。性のあり方は一人ひとり異なり、多様であることへの理解を深める内容となっています。また、当事者が日常生活で直面する困難について、窓口対応や公共施設、災害時などにおける配慮事項について紹介しています。さらに、SOGI ハラスメントや職場での配慮、学校現場や子どもへの配慮についてまとめています。本市では、こうした制度の運用や職員への啓発を通じて、多様な性のあり方への理解促進を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めております。

【会長】ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

【委員】ガイドブック内の「婚姻関係が終了した者である場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

【事務局】申し訳ありません。詳細を確認した上で後日回答いたします。

（会議後確認：婚姻によって生じた親族関係が離婚で終了した場合、養子縁組を解消した場合などが想定される）

【会長】本日の議事は、これで終了します。

【事務局】つづきまして、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者からご報告します。

【佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者】

〔男女平等参画推進センター事業報告〕

【事務局】最後に、2 回目の審議会の日程をご報告します。3 回目の審議会については、11/17（火）の午前中を候補としていますが、皆様ご都合いかがでしょうか。

〔反対意見なし〕

それでは11月17日（火）午前中を予定したいと思います。期日が近くなりましたら、開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の会議を終了します。

午前 11 時 37 分 閉会